

死亡届提出後の主な手続とおくやみコーナーのご案内

ご親族が亡くなられた後の、保険や年金等さまざまな申請や届出について、どのような手続が必要で、どこで手続をすればよいのかといったご遺族の方の不安に対し、少しでもお役に立てるよう「死亡届提出後の主な手続とおくやみコーナーのご案内」を作成いたしました。
ただし、すべての手続をご案内できるものではありませんので、ご了承ください。
なお、住所が阿南市以外の場合は、住所地の市区町村役場へお尋ねください。
ご不明な点や詳細につきましては、各担当課へお問合せください。

※おくやみコーナーのご利用は、申込日から**3日後以降**となります。(詳しくはP.10へ)

阿南市

(令和6年4月現在)

(目次)

市役所で行っていただく主な手続

- 1 印鑑登録証、マイナンバーカード等に関する事 ・・・ 1ページ
- 2 国民健康保険、後期高齢者医療、こども医療、
国民年金等に関する事 ・・・ 2・3・4ページ
- 3 児童手当、児童扶養手当に関する事 ・・・ 5ページ
- 4 障害者手帳、医療費受給者証、
特別障害者手当等に関する事 ・・・ 5・6ページ
- 5 介護保険に関する事 ・・・ 6ページ
- 6 原動機付自転車、固定資産等に関する事 ・・・ 7ページ
- 7 その他 ・・・ 8ページ

おくやみコーナーのご案内

- 1 おくやみコーナーで取り扱う業務（手続）一覧 ・・・ 9ページ
- 2 利用申込方法 ・・・ 9・10ページ
- 3 ご利用当日の流れ ・・・ 10ページ
- 4 おくやみコーナーにお持ちいただくもの ・・・ 10・11ページ

市役所で行っていただく主な手続

Ⅰ 印鑑登録証、マイナンバーカード等に関すること

問い合わせ先【市民生活課（市役所1階） ☎0884-22-1116】

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(1)印鑑登録証 をお持ちだった	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返還	・印鑑登録証
(2)住民基本台帳カード をお持ちだった	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返還	・住民基本台帳カード
(3)・マイナンバー（個人番号） カード ・通知カード をお持ちだった	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの返還 ※通知カードは返還の必要はありません。	・マイナンバーカード
	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡後の手続きで必要な場合がありますので、市役所にお越しの際は お持ちください。 ・また、死亡に伴う各種手続で、亡くなられた方のマイナンバー（個人 番号）の記載を求められることがありますので、ご注意ください。 	
(4)亡くなられた方の戸籍謄本 等の請求について	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本の請求は、本籍地が遠くにある方でも最寄りの市区町村の窓 口に請求できます。ただし、戸籍抄本は本籍地の市区町村へ請求をお願 いします。 ・死亡届を提出されてから、戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかか ります。 	

2 国民健康保険、後期高齢者医療、こども医療、国民年金等に関すること

問い合わせ先【保険年金課（市役所1階） ☎0884-22-1118】

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(1)国民健康保険に加入されていた	<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返還 <input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 <input type="checkbox"/> 資格喪失届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証、高齢受給者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など各種認定証 ・火葬許可証 ・葬祭を行った方の振込先（金融機関）がわかるもの ・世帯主のマイナンバーがわかるもの ・亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの ・お越しいただく方の本人確認書類
	<p>【世帯主の場合】</p> <input type="checkbox"/> 世帯主変更届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯内の加入者全員の被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証など各種認定証
	<input type="checkbox"/> 高額療養費（外来年間合算を含む）の請求 <input type="checkbox"/> 高額介護合算療養費の請求 ※該当がある場合は、請求のご案内を送付します。 ご案内には、数カ月かかる場合がありますので、ご了承ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の領収書（高額介護合算療養費及び外来年間合算の請求の場合は不要） ・世帯主の振込先（金融機関）がわかるもの ・世帯主のマイナンバーがわかるもの ・該当者のマイナンバーがわかるもの ・お越しいただく方の本人確認書類 ・ご案内の通知 【亡くなられた方が世帯主だった場合】 ・相続人代表届 ・代表相続人の振込先（金融機関）がわかるもの ・相続関係がわかる書類

※次のページへつづく

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(2)胎児 ※国民健康保険に加入されている方が、妊娠85日以上で死産・流産された場合	<input type="checkbox"/> 出産育児一時金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・医療機関の領収書 ・直接支払制度の同意書 ・世帯主の振込先（金融機関）がわかるもの ・死胎火葬許可証
(3)後期高齢者医療に加入されていた	<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返還 <input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 <input type="checkbox"/> 保険料還付請求・納付	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表者の印鑑（朱肉を使う認印） ・被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など各種認定証 ・葬祭を行った方の振込先（金融機関）がわかるもの ・火葬許可証もしくは死亡診断書の写し等 ・手続きする方の本人確認書類 ・相続人代表者の本人確認書類
(4)こどもの医療費受給者証をお持ちだった	【対象児童が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 資格喪失届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・届出者の本人確認書類
	【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 受給者変更届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・こどもの健康保険証 ・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーがわかるもの ・届出者が新しく受給者になれる方と住所が異なる場合は委任状
(5)障害年金を受給されていた	<input type="checkbox"/> 未支給年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書 ・請求者の振込先（金融機関）のわかるもの ・請求者の本人確認書類 ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード（原本） <p>上記以外に他の書類等が必要な場合がございますので、窓口でご相談ください。</p>

※次のページへつづく

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
<p>(6)・国民年金(第1号被保険者)に加入されていた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金受給権者(60歳～65歳未満)であった 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>遺族基礎年金の請求 <input type="checkbox"/>死亡一時金の請求 <input type="checkbox"/>寡婦年金の請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳、年金証書 ・請求者の振込先(金融機関)のわかるもの ・請求者の本人確認書類 ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード(原本) <p>上記以外に他の書類等が必要な場合がございますので、窓口でご相談ください。</p>
<p>(7)・厚生年金に加入されていた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の第3号被保険者(厚生年金加入者の被扶養配偶者)であった ・年金を受給されていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島南年金事務所(☎088-652-1511)に手続内容をご確認ください。 ・共済年金受給者の場合は、各共済組合に手続内容をご確認ください。 	

3 児童手当、児童扶養手当に関すること

問い合わせ先【こども支援課（市役所1階） ☎0884-22-1677】

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(1)児童手当を受給されていた	<input type="checkbox"/> 消滅届の提出 <input type="checkbox"/> 認定請求書の提出	【新たに請求される方のもの】 ・本人確認書類 ・マイナンバーのわかるもの ・振込先（金融機関）がわかるもの
	<input type="checkbox"/> 未支払手当の請求	・受給対象者であった子の振込先（金融機関）がわかるもの
(2)児童手当支給対象の児童であった	<input type="checkbox"/> 消滅届又は減額改定届の提出	・届出者の本人確認書類
(3)児童扶養手当を受給されていた	<input type="checkbox"/> 受給者死亡届 <input type="checkbox"/> 未支払手当の請求	・受給対象者であった子の振込先（金融機関）がわかるもの ・児童扶養手当証書
	(4)児童扶養手当支給対象の児童であった	<input type="checkbox"/> 資格喪失届又は手当額改定届

4 障害者手帳、医療費受給者証、特別障害者手当等に関すること

問い合わせ先【地域共生推進課（市役所1階） ☎0884-22-3440】

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(1)・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療費受給者証 ・重度心身障がい者医療費受給者証 をお持ちだった	<input type="checkbox"/> 手帳・受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 資格喪失の届の提出 <input type="checkbox"/> 未支払医療費助成の申請	・印鑑（朱肉を使う認印） ・手帳・受給者証 ・申請者の振込先（金融機関）がわかるもの

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(2)・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当 ・特別児童扶養手当 を受給されていた もしくは、 ・支給対象の児童であった	<input type="checkbox"/> 死亡届の提出 <input type="checkbox"/> 未支払請求書の提出	・印鑑（朱肉を使う認印） ・請求者の振込先（金融機関）がわかるもの ・請求者の本人確認書類

5 介護保険に関すること

問い合わせ先【介護保険課（市役所1階） ☎0884-22-1793】

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(1)介護保険被保険者証 をお持ちだった	<input type="checkbox"/> 各種証の返還	・被保険者証 ・負担割合証（交付されている場合） ・負担限度額認定証（交付されている場合）
(2)・高額介護（予防）サービス費・高額総合事業サービス費 を受給されていた	<input type="checkbox"/> 高額介護サービス費等の振込先変更	・印鑑（認印） ・振込先（金融機関）がわかるもの
<p>亡くなられた方が40歳以上65歳未満で、介護認定を受けていた場合（認定申請中を含む）、上記の手続が必要です。</p> <p>保険料の精算の結果などで過誤納金が発生した場合、後日介護保険課から還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地等へ送付いたします。手続は、介護保険課から送付された還付金請求書に必要事項を記入の上、郵送または窓口にお持ちください。</p> <p>なお、書類の送付先を変更したい場合は、別途手続が必要です。</p>		

6 原動機付自転車、固定資産等に関すること

問い合わせ先【税務課（市役所1階） ☎0884-22-1114】

亡くなられた方が以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの
(1)・原動機付自転車 ・小型特殊自動車 ・ミニカー の所有者であった	<input type="checkbox"/> 名義変更	・新所有者、新使用者、届出人の印鑑 ・ナンバープレート（継続して使用される場合は不要）
	<input type="checkbox"/> 廃車手続	・届出人の印鑑 ・ナンバープレート
(2)三輪・四輪の軽自動車	※市役所では手続ができませんので、徳島県軽自動車協会（☎088-641-2010）までお問合せください。	
(3)・軽二輪車（125cc 超えから250cc まで） ・小型二輪車（250cc 超え）	※市役所では手続ができませんので、四国運輸局徳島運輸支局（☎050-5540-2074）までお問合せください。	
(4)土地・家屋等固定資産の所有者であった	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届（共有資産（相続財産）代表者変更届）の提出	・届出人の本人確認書類 ・同一世帯以外の相続人がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） ※届出書には新たに代表者となる方の自署又は記名押印が必要です。
	<input type="checkbox"/> 未登記家屋の名義変更	・届出人の本人確認書類 ・固定資産税納税通知書 ※届出書には新たに名義人となる方の自署又は記名押印が必要です。
	<input type="checkbox"/> 土地・建物の登記名義を相続人の名義に変更する手続	※登記名義を変更するには、管轄法務局への所有権移転登記（令和6年4月1日、相続登記の申請の義務化開始）の申請が必要です。徳島地方法務局阿南支局（☎0884-22-0410）までお問合せください。
(5)市税の口座振替の利用者で口座名義人であった	<input type="checkbox"/> 振替口座の変更・解約	※次のものをご用意いただき、登録している金融機関で手続を行ってください。 ・納税通知書 ・口座の通帳 ・銀行お届け印

7 その他

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続の内容	手続に必要なもの
(1)阿南市の水道使用者 の名義人であった	<input type="checkbox"/> 水道の閉栓または使用者変更 <input type="checkbox"/> 使用者変更の場合、振替口座を 引き継ぐか否か	お持ちいただくものではありません。窓口も しくは電話等の連絡にて受付します。 ※くわしくは、市役所2階水道課水道料金 お客様センター（☎0884-22-0587）ま でお問合せください。 【口座変更の場合】 阿南市内の各金融機関の窓口にて手続をお 願います。
(2)市営住宅入居者 の名義人であった	<input type="checkbox"/> 承継（名義変更）の手続 <input type="checkbox"/> 返還の手続	※くわしくは、市役所5階住宅課 （☎0884-22-3431）までお問合せくだ さい。
(3)阿南市奨学資金 を利用していた	<input type="checkbox"/> 奨学生死亡届の提出	・亡くなられた方の戸籍抄本 ・届出人の認印 ※くわしくは、市役所5階教育総務課 （☎0884-22-3299）までお問合せくだ さい。
(4)羽ノ浦農業集落排水 処理施設の利用者であ った	<input type="checkbox"/> 使用者変更届 <input type="checkbox"/> 対象人員等変更届 <input type="checkbox"/> 使用状況届 <input type="checkbox"/> 使用開始等（休止・廃止）届	※くわしくは、市役所6階農地整備課 （☎0884-22-1599）までお問合せくだ さい。
(5)農地中間管理事業 に係る所有者、耕作者 であった	※くわしくは、市役所6階農林水産課（0884-22-1598）までお問合せくだ さい。	
(6)森林を所有していた		

※その他、下水道に関するお問合せは市役所2階下水道課（☎0884-22-1796）まで、農業者
年金や農地の相続完了後の手続については市役所6階農業委員会事務局（☎0884-22-3790）
までお問合せください。

また、これら以外にも、手続が必要となる場合がございますので、それぞれ関係課及び関係機
関へお問合せください。

おくやみコーナーのご案内

身近な人が亡くなられた後の手続は、亡くなられた方により、必要な手続が異なります。また、さまざまな手続があり、複数の窓口に関係することが多く、ご遺族の大きな負担となっています。

本市では、こうしたご遺族の負担を少しでも軽減できるよう「おくやみコーナー」を設置し、市役所での主な手続が1か所で行えるよう各種手続のお手伝いをさせていただきます。

ただし、すべての手続きをご案内できるものではなく、後日、手続が必要となる場合もございますので、ご了承ください。

なお、ご利用にあたっては事前の利用申込が必要となりますので、ご協力をよろしく願います。

1. おくやみコーナーで取り扱う業務（手続）一覧

担当課名	業務（手続）	問い合わせ先
市民生活課	印鑑登録証、マイナンバーカードに関すること	☎0884-22-1116
保険年金課	国民健康保険、後期高齢者医療、子ども医療、国民年金に関すること	☎0884-22-1118
子ども支援課	児童手当、児童扶養手当に関すること	☎0884-22-1677
地域共生推進課	障害者手帳、医療費受給者証、特別障害者手当等に関すること	☎0884-22-3440
介護保険課	介護保険に関すること	☎0884-22-1793
税務課	原動機付自転車、固定資産に関すること	☎0884-22-1114

これら以外の業務（手続）については、それぞれの担当課窓口で手続をお願いします。

おくやみコーナーの利用申込等に関する問い合わせは市民生活課おくやみコーナー（☎0884-28-9885）まで、各種手続に関する問い合わせは、それぞれ担当課までお願いします。

2. 利用申込方法

- (1) 市役所市民生活課で死亡届を提出する際に、市民生活課窓口で利用申込を行うことができます。（死亡届提出後に後日、電話での利用申込もできます。）
- (2) 支所及び住民センター、宿直等で死亡届を提出する場合は、電話で利用申込ができません。

利用申込先：阿南市役所市民生活課おくやみコーナー（☎0884-28-9885）

利用申込開始日：令和3年8月2日（月）から

申込受付時間：市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

利用できる方：亡くなられた方のご親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）

※利用申込の際は、亡くなられた方の氏名及び性別、生年月日、住所、死亡日、また、当日、「おくやみコーナー」を利用する方（ご親族）の氏名及び死亡者との続柄、連絡先、申込をされた方の氏名及び連絡先をお聞かせください。

※(1)、(2)とも申込日から3日後以降（土・日・祝日及び市役所の年末年始の休日を除く）のご利用となります。また、事前準備や所要時間等の都合により1日2組（午前10時からと午後2時から）までの対応とさせていただきます。くわしくは、上記申込先にご確認ください。

なお、利用申込を受けた場合、当日の手続きがスムーズに行えるよう手続きの有無について、事前に調べておく必要があることから、「おくやみコーナー」で取り扱う業務の担当課に、当日「おくやみコーナー」を利用される方や亡くなられた方の氏名、住所等をお伝えさせていただきますのでご了承ください。

3. ご利用当日の流れ

- (1) あらかじめ申し込みをいただいた利用日時までに、手続きに必要なものを用意して、市役所1階市民生活課前の案内に申し出てください。係員がご案内します。
- (2) 必要な各種手続きについて、その場で担当課職員が順番に説明しながら手続きを行います。

4. おくやみコーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、次のページの一覧から、該当するものをお持ちください。

また、亡くなられた方により、手続きに必要なものが異なるため、これら以外のものが必要となる場合や後日の手続きが必要となる場合もございますので、詳しくは、この冊子の1ページからをご参照ください。

●おくやみコーナーにお持ちいただくもの（亡くなられた方のもの）

- 印鑑登録証
- 住民基本台帳カード
- マイナンバーカード
- 国民健康保険被保険者証（亡くなられた方が世帯主の場合は世帯内の加入者全員の被保険者証）
- 高齢受給者証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証など各種認定証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 火葬許可証
- 死亡診断書の写し
- 死胎火葬許可証（亡くなられた方が胎児の場合）
- こどもの医療費受給者証
- 年金証書
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療費受給者証
- 重度心身障がい者医療費受給者証
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証（交付されている場合）
- 介護保険負担限度額認定証（交付されている場合）
- 固定資産税納税通知書
- ナンバープレート（原動機付自転車などを廃車する場合）

●おくやみコーナーにお持ちいただくもの（ご親族のもの）

- 印鑑（お越しいただく方、相続人代表、喪主等）※朱肉を使う認印
- お越しいただく方及び各種手続きにおける請求者の本人確認書類
 - ・写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など）
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
（被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳、年金証書など）
- 相続人代表者の本人確認書類
- 葬祭を行った方及び各種手続きの請求者の振込先（金融機関）のわかるもの
- 各種手続きにおける請求者のマイナンバーがわかるもの
- 亡くなられた方の世帯主のマイナンバーがわかるもの
- 医療機関の領収書（亡くなられた方が胎児の場合）
- 児童手当、児童扶養手当の受給対象者であった子の振込先（金融機関）がわかるもの
- 亡くなられた方の配偶者の年金手帳や年金証書（振込ハガキなど年金番号のわかるものでも可）

メモ欄

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for handwritten notes.